

# 経過措置料金の指定解除に係る 競争状況の確認について

2025年6月27日

第10回制度設計・監視専門会合

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会

Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 本日御議論いただきたい内容

1. 経過措置料金について、電取委においては、電気の経過措置料金に関する専門会合<sup>(注)</sup>にてとりまとめられた経過措置料金の解除基準に照らし、定期的に競争状況の確認を実施している(年に1回)。
2. こうした中、本年3月には、当該競争状況の確認に関連する議論として、第87回電力・ガス基本政策小委員会において、経過措置料金の検証を含む「電力システム改革の検証結果と今後の方向性」が示された。この点を踏まえて、本年も、エリアごとの経過措置料金の指定解除に係る競争状況を御確認いただきたい。
3. また、昨年の制度設計専門会合において、経過措置料金の解除基準自体の見直しの要否等についても御意見をいただいたが、電力システム改革の検証途上であることを理由に議論を保留したことを踏まえ、経過措置料金の解除基準自体の見直しの要否等についても御意見をいただきたい。

注) 2018年、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対して、2020年4月以降の経過措置料金を存続させる区域の指定とその指定解除に係る基準に関する意見照会があったことを受けて、2018年9月に同委員会において専門会合を立ち上げ、2019年4月に経過措置料金の解除基準に関する報告書をとりまとめた。

## **1. 経過措置料金の指定解除に係る競争状況の確認**

- ・電力小委の電力システム改革の検証結果
- ・本年の競争状況の確認

## **2. 経過措置料金の解除基準について**

- ・燃料費調整制度の上限との関係
- ・第二要素の変更の要否

(参考) 経過措置料金に係るその他の論点

# 電力小委における電力システム改革の検証結果

1. 電力・ガス基本政策小委員会では、複数回にわたり電力システム改革の検証に係る議論が行われ、本年3月に「電力システム改革の検証結果と今後の方向性」（資源エネルギー庁）（以下、「電力システム改革検証とりまとめ」という。）がとりまとめられた。
2. この中で、経過措置料金の競争状況の確認についても検証がなされ、現行の経過措置料金の解除基準に照らして、現時点で低圧部門における経過措置料金の解除が妥当な状況にあると評価されたエリアはないこと、解除基準を踏まえた競争状況の確認を継続していくことが必要であることが確認された。
3. こうした点を踏まえて、まずは、本年においても、電気の経過措置料金に関する専門会合にてとりまとめられた経過措置料金の解除基準に基づき、2025年3月末時点のデータを元に、エリアごとの競争状況の確認を行う。

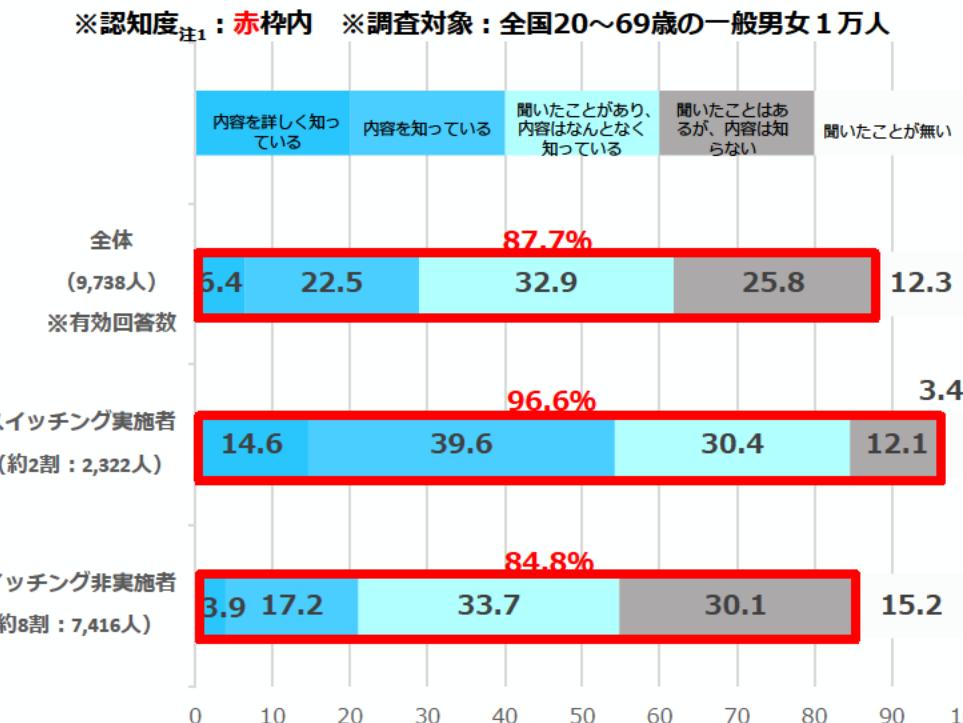
# (参考) 経過措置料金の解除基準について（経緯）

1. 経過措置料金の指定解除に係る競争状況の評価については、競争状態が不十分なままに「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、電気の経過措置料金に関する専門会合のとりまとめでは、以下の3点から総合的に判断することとされた。
  - ① 電力自由化の認知度やスイッチング（小売電気事業者の切替え）の動向等、消費者等の状況（第一要素）
  - ② シェア5%以上の有力で独立した競争者が区域内に2者以上存在するか等、十分な競争圧力の存在（第二要素）
  - ③ 電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平か等、競争の持続的確保（第三要素）
2. これらの考慮要素に照らし、供給区域ごとに競争評価を行った結果、2020年4月時点においては、全ての供給区域において、規制料金を存続することが適当とされた。
3. その後も、2021年から2024年のいずれも3月末時点のデータに基づき、定期的に競争状況の確認を行った結果、新電力等に切り替える消費者は増加傾向にあるものの、シェア5%以上の有力で独立した競争者が区域内に2者以上存在するまでに至っていない等、規制料金の解除基準を満たす供給区域は出ていない。

# 第一要素に係る状況（消費者等の状況）

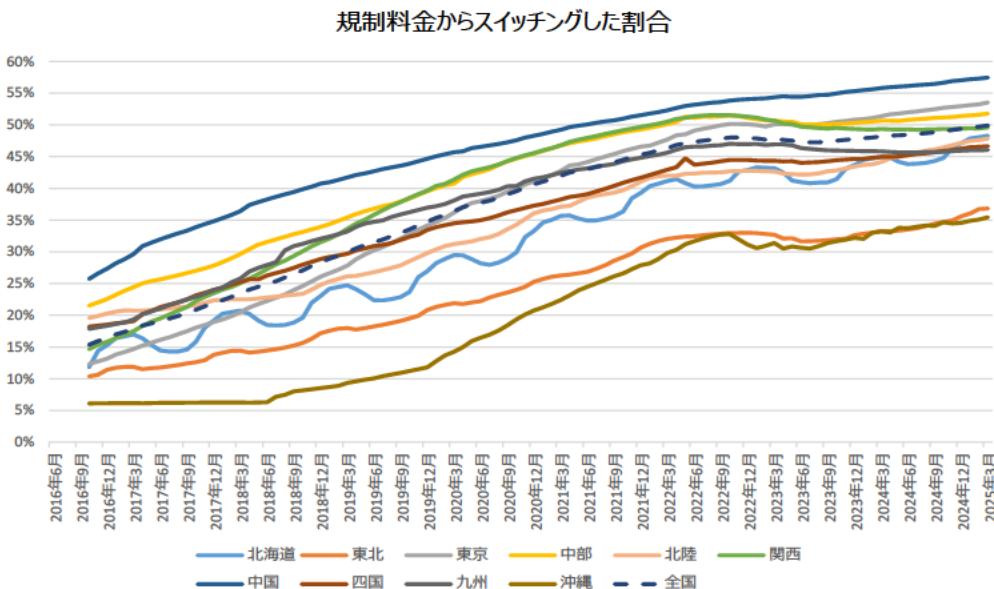
- 2025年3月時点で、約9割の消費者が電力自由化を認知。
- スイッチングの割合については、足下で伸びが鈍化しているものの、長期的に見れば全区域にて着実に増加している。

## 電力自由化の認知度（2025年3月調査）



注1：「電気の経過措置料金に関する専門会合」の整理と同様に「聞いたことはあるが、内容は知らない」を含む。  
注2：スイッチング実施者とは、電気の購入先又は電気料金プランを変更した者、スイッチング非実施者とは、いずれも行っていない者のことである。  
(出所) 令和6年度電力市場監視機能強化等事業（電力・ガス小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業）報告書より作成

## スイッチング割合（～2025年3月）



注：沖縄は低圧・電灯のみについて算出（高圧におけるスイッチングは含まれない）  
(出所) 発受電月報、電力取引報

# 第二要素に係る状況（競争圧力）

- 2025年3月時点で、シェア5%以上の競争者が存在する区域は北海道、東京、中部、関西、沖縄の5区域となっている（前年同期比で増減なし）ものの、シェア5%以上の競争者が2者以上存在する区域はない。

エリア別シェアランキング（低圧電灯：契約口数ベース） 2025年3月時点

(北海道エリア)

北海道電力株式会社	79.1%
北海道瓦斯株式会社	6.3%
SBパワー株式会社	2.0%
auエネルギー＆ライフ株式会社	1.5%

(中部エリア)

中部電力ミライズ株式会社	79.5%
東邦瓦斯株式会社	6.3%
SBパワー株式会社	2.6%
NTTアノードエナジー株式会社	1.0%

(中国エリア)

中国電力株式会社	87.6%
SBパワー株式会社	2.1%
NTTアノードエナジー株式会社	1.0%
大和ハウス工業株式会社	0.9%

(沖縄エリア)

沖縄電力株式会社	88.9%
株式会社沖縄ガスニューパワー	6.7%
SBパワー株式会社	2.7%
株式会社ハルエネ	0.9%

(東北エリア)

東北電力株式会社	86.1%
auエネルギー＆ライフ株式会社	2.3%
SBパワー株式会社	1.4%
東北電力フロンティア株式会社	1.1%

(北陸エリア)

北陸電力株式会社	92.8%
株式会社PinT	0.9%
NTTアノードエナジー株式会社	0.9%
株式会社ハルエネ	0.7%

(四国エリア)

四国電力株式会社	87.2%
auエネルギー＆ライフ株式会社	2.3%
SBパワー株式会社	1.4%
NTTアノードエナジー株式会社	1.1%

(東京エリア)

東京電力エナジーパートナー株式会社	67.6%
東京瓦斯株式会社	12.1%
SBパワー株式会社	2.1%
住友商事株式会社	1.9%

(関西エリア)

関西電力株式会社	74.4%
大阪瓦斯株式会社	13.0%
住友商事株式会社	1.3%
SBパワー株式会社	1.2%

(九州エリア)

九州電力株式会社	84.5%
auエネルギー＆ライフ株式会社	3.2%
西部瓦斯株式会社	1.8%
NTTアノードエナジー株式会社	1.0%

(出所) 電力取引報

## 第三要素に係る状況（競争の持続的確保）

- 旧一般電気事業者等による内外無差別な卸売のコミットメントに基づく取組状況及びその評価について、評価は以下のとおり。（詳細は第10回制度設計・監視専門会合資料7を参照。）

＜内外無差別な卸売の評価結果＞

エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
評価 (案)	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○

注) 内外無差別な卸売の評価結果における凡例は以下のとおり。

◎：内外無差別が担保されている

○：合理的な理由無く内外差別している事例は確認されなかった

# 経過措置料金の指定解除に係る競争状況の確認結果について

1. 第一要素である、消費者等の状況については、自由化に関する認知度は全国で高い水準となっており、全ての区域においてスイッチングも進展していることから、いずれの区域においても一定の充足が認められると考える。
2. 第二要素である、十分な競争圧力の存在については、有力で独立した競争者が1者存在する区域は複数あるものの、2者以上存在する区域はないことから、いずれの区域においても十分とは認められないと考える。
3. 第三要素である、競争の持続的確保については、旧一般電気事業者等による内外無差別な卸売の取組について、北海道、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄エリアにおいては認められるものの、東北、東京、中部エリアにおいては十分とは認められないと考える。
4. こうした状況に鑑みて総合的に判断すると、現時点においては、いずれの区域においても、解除基準を満たしていないと考えられる。

## 1. 経過措置料金の指定解除に係る競争状況の確認

- ・電力小委の電力システム改革の検証結果
- ・本年の競争状況の確認

## 2. 経過措置料金の解除基準について

- ・燃料費調整制度の上限との関係
- ・第二要素の変更の要否

(参考) 経過措置料金に係るその他の論点

# 燃料費調整制度の上限と解除基準の変更の要否

1. 2023年及び2024年の制度設計専門会合において、一部の委員から、燃料費調整額の上限にかかったエリアでは、経過措置料金と自由料金が逆転している点を捉まえて、現在の解除基準が競争を妨げているため基準を見直すべきではないか、といった指摘があった。
2. この点について、燃料費調整額の上限は、主として需要家保護を目的として設定されたみなし小売電気事業者の規制料金の価格設定の問題である一方で、経過措置料金は、「規制なき独占」を防ぐために設定されたものであり、両者は、分けて議論すべきと考える。  
このため、規制料金の価格設定の問題は、その設定方法の見直しにより解決すべきものであり、このために経過措置料金の解除基準を変更する必要があるとはならないと考えるがどうか。
3. その上で、経過措置料金の解除基準の変更要否に関する考え方について、次頁以降で整理する。その際、既に第一要素と第三要素については現状充足しているエリアがあることを踏まえ、主として第二要素に注目して整理する。

# 解除基準（第二要素）の変更の要否に関する考え方案（1）

1. 解除基準の第二要素（シェア5%以上の有力で独立した競争者が2者以上存在するか等）について、第86回制度設計専門会合（2023年6月27日）において、「競争者たる1番手のシェアが15%以上で、2番手と合わせて20%以上ある場合には、ある程度市場において有力な競争相手が存在するというふうに認められるのではないか」、「他の市場では、通常、シェア10%の基準で整理されているが、電力市場では相当に緩い基準を設定しており、これだと満たしにくいからもっと柔軟に対応するというのは元々の整理に著しく反する」といった様々な御意見をいただいた。
2. 現時点において解除基準の第二要素を変更する必要があるか否かについては、P.13及びP.14に記載のとおり、当時の状況と現在の状況に照らして変更不要であると考えるがどうか。

# 解除基準（第二要素）の変更の要否に関する考え方案（2）

- ①そもそも、経過措置料金の制度は、電事法改正法附則第16条第1項の「電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる…」区域について存続させているものであり、その趣旨は「規制なき独占」を防ぐことにある。そして、解除基準は、同条の判断基準として策定されている。
- ②同項は、明確に「電気事業者間の適正な競争関係の確保」という競争上の観点を考慮していることから、電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ（経過措置料金とりまとめ）においても、解除基準を検討するに当たっては、「市場の規律が十分に機能し市場支配力等の不当な行使によって不当な値上げが行われるおそれが認められないか否かが重要な判断の視点になる」とされ、解除基準の在り方は競争的視点を中心に検討されている。
- ③そして、第二要素に係る「有力な競争者」の具体的な要素である「エリアシェア5%程度以上」については、  
( i ) 独禁法上の企業結合審査において、有力な競争事業者を論ずる際にはシェア10%程度が一応の目安とされていること、  
( ii ) 小売電気事業の場合、旧一般電気事業者による余剰電源の全量投入の自主的取組の継続を前提とすれば、顧客の拡大のために必要となる投資はかなり小さいと考えられるので、10%より小さいシェアであっても、エリアの全域又は一部地域で牽制力を有する可能性はあることから、「エリアシェア5%程度以上」であることが一つの目安として定められた。

# 解除基準（第二要素）の変更の要否に関する考え方案（3）

④ (i) については、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（公正取引委員会）の内容を参考としているが、その運用指針において、当該10%程度の目安は、現在も変更されていない。

また、(ii) については、当時は、旧一般電気事業者による余剰電源の全量投入の自主的取組を理由とされているものであるが、2022年に、当該自主的取組を適取ガイドラインにおいて明確化し、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合は相場操縦が強く推認される一要素になる旨規定したところである。そうした変化はあったものの、旧一般電気事業者が余剰電力の全量を限界費用ベースで供出を行うという前提自体変更ない。

⑤また、第二要素の「複数の競争者の存在」の具体的な要素である「有力な競争者が2者以上存在すること」については、電力は、品質の差別が困難ないわゆる「コモディティ」であることを踏まえ、一般論として、事業者間で価格協調行動が生じるリスクが他の財に比べて相対的に高いことから、「通常、有力事業者は2者以上存在することが必要」とされている。この電力の特性は、現時点においても変わらない。

⑥このように、当時の解除基準の第二要素が作成された背景や理由は、現在においても変更が生じている点はない。したがって、解除基準の変更は不要ではないか。

なお、経過措置料金とりまとめにおいて、「エリアシェア5%程度以上」は一定の目安としており、シェア5%程度未満の者であっても、顧客基盤や営業範囲の広がり、保有する電源の量及び競争力、エリア内での事業拡大の方針によっては、シェア5%程度以上の者と同等の競争力を持つ者として取り扱うことも可能としている。

このため、シェア5%に満たない者であっても、こうしたその他の状況に鑑みて、第二要素を充足すると判断することも可能であるため、引き続き、競争促進に取り組みつつ、その状況を確認してまいりたい。

# (参考) 経過措置料金に係るその他の論点

- ロシアによるウクライナ侵略等に伴う燃料価格の高騰により、燃料価格が経過措置料金における燃料費調整額の上限（基準平均燃料価格の1.5倍）を超過し、燃料価格の上昇を電気料金に転嫁できない状況が発生した。
- 2023年5月に規制料金の改定を行った7事業者は上限超過を解消することができたが、料金改定を行わなかった事業者※の中には現在も上限を超過している事業者が存在し、当該事業者においては自由料金単価が規制料金単価を上回る傾向が継続している。

※中部電力（2022年10月分～2023年7月分）、関西電力（2022年3月分～）及び九州電力（2022年7月分～2025年6月分）（カッコ内は上限の超過期間）

- また、電力システム改革検証とりまとめにおいても、「現行の経過措置料金については、本委員会におけるヒアリング等において、その存在 자체が競争の妨げになっているのではないかとの指摘もあった」との記載がある一方で、「自由化以前の規制料金と同様に、三段階料金や燃料費調整制度等の料金体系が維持されることにより、特に燃料費の急騰等に伴う電気料金の上昇局面において、結果的に料金の変動速度や変動幅を抑制し、値上げ局面においてもその上昇幅を最大限に抑制する効果があつたことも事実である。こうした効果は、必ずしも経過措置料金を措置した際に意図したものではなく、事業者の負担の下に成立したものではあるが、電気料金の公共性や国民生活への影響の大きさも踏まえれば無視できないものであると考えられる。」との評価も行われている。
- こうした状況を踏まえ、燃料費調整額の上限に係る論点を含めた経過措置料金の在り方について、電力システムの制度改革について集中的に議論する会議体等で議論されることが望ましい。

# 參考資料

# 参考) 電力システム改革の検証結果と今後の方向性

電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～ 2025年3月 資源エネルギー庁

(略)

## ③経過措置料金の現状と今後の検討課題

(略)

経過措置料金の解除基準については、2019年、監視等委等において議論がなされ、取りまとめられた。この基準に基づき、監視等委において、毎年、競争状況の確認を行っているが、現時点で経過措置料金の解除が妥当な状況にあると評価された地域はなく、解除基準を踏まえた競争状況の確認を継続していくことが必要と考えられる。

## 7. 今後の進め方

今回の電力システム改革の検証を通じて取りまとめた「電力システムが目指すべき方向性」、「電力システムが直面する課題と対応方針」、「電力システムを実際に支える将来の電力産業の在り方」に沿った、制度の具体化へ向けた検討を速やかに進めるため、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会の下に、電力システムの制度改正について集中的に議論する会議体を設置し、2025年中を目途に制度改正の内容をとりまとめる。

制度改正については、必要に応じて、とりまとめを待たずに反映していくことも含め、速やかに実施することとし、電気事業法等の改正が必要な場合には、法改正も含めて具体的な制度整備を行っていく。また、今後、政策を具体化していく際には、政府による情報開示を通じた国民各層の理解促進を図っていくことが求められる。

本検証については、電気事業法の三段改正の附則に基づいて実施したが、今後とも、電力システムの制度とともに、システムを取り巻く状況は変わっていくため、電力システムの制度改正について集中的に議論する会議体において今後の検証の在り方についても整理する。

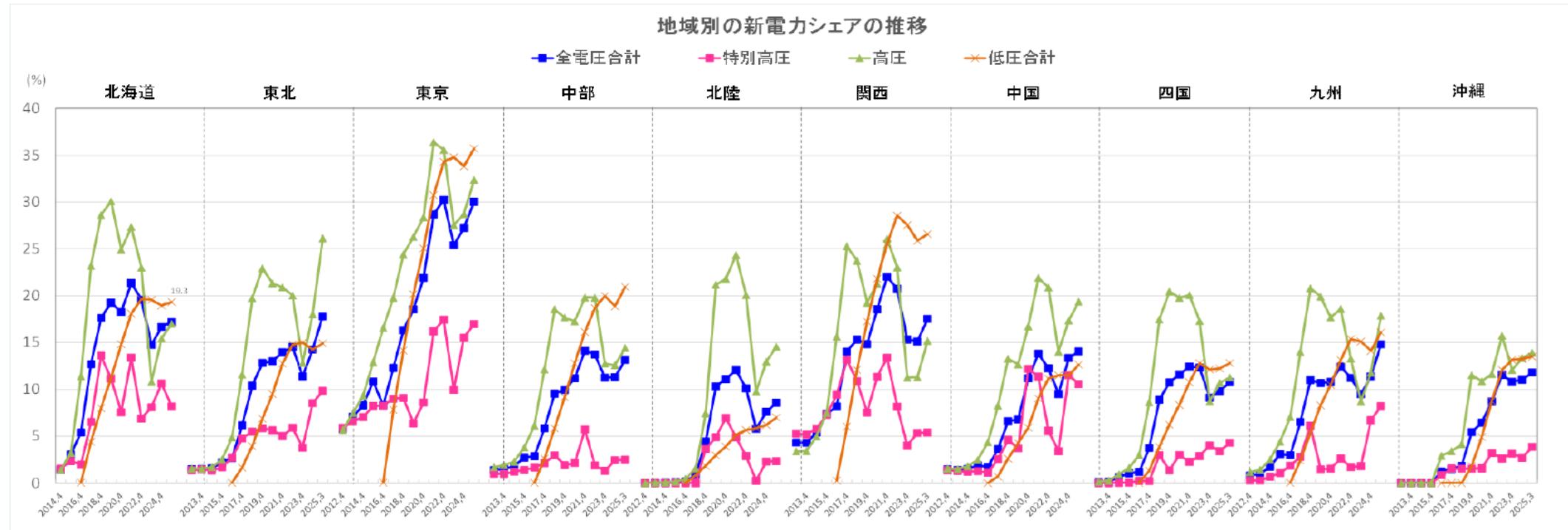
# 参考) 地域別の新電力シェアの推移

電力・ガス取引監視等委員会第  
10回制度設計・監視専門会合  
(2025年6月27日)  
資料10より抜粋

中長期推移

## 地域別の新電力シェアの推移（年度別）

- 地域別の新電力の販売電力量シェアを全電圧合計でみると、直近では全エリアで上昇傾向がみられる。特に、高圧における上昇がみられる。新電力の販売電力シェアが高い地域として、東京が挙げられる。



※「新電力」とは、みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者を指す。みなし小売電気事業者の子会社も新電力に含む。  
(出所：発受電月報、電力取引報)

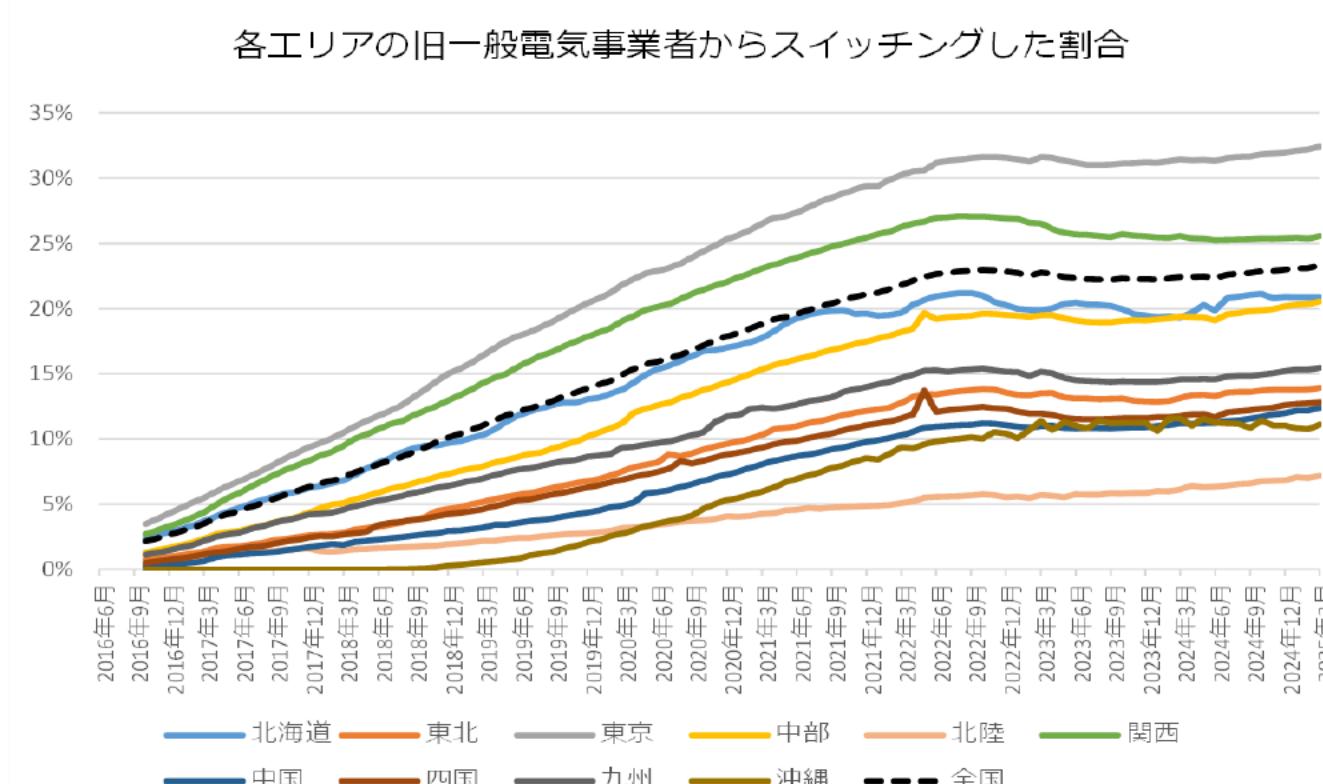
# 参考) スイッチングの動向

電力・ガス取引監視等委員会第  
10回制度設計・監視専門会合  
(2025年6月27日)  
資料10より抜粋

中長期推移

## スイッキングの動向（低圧）②

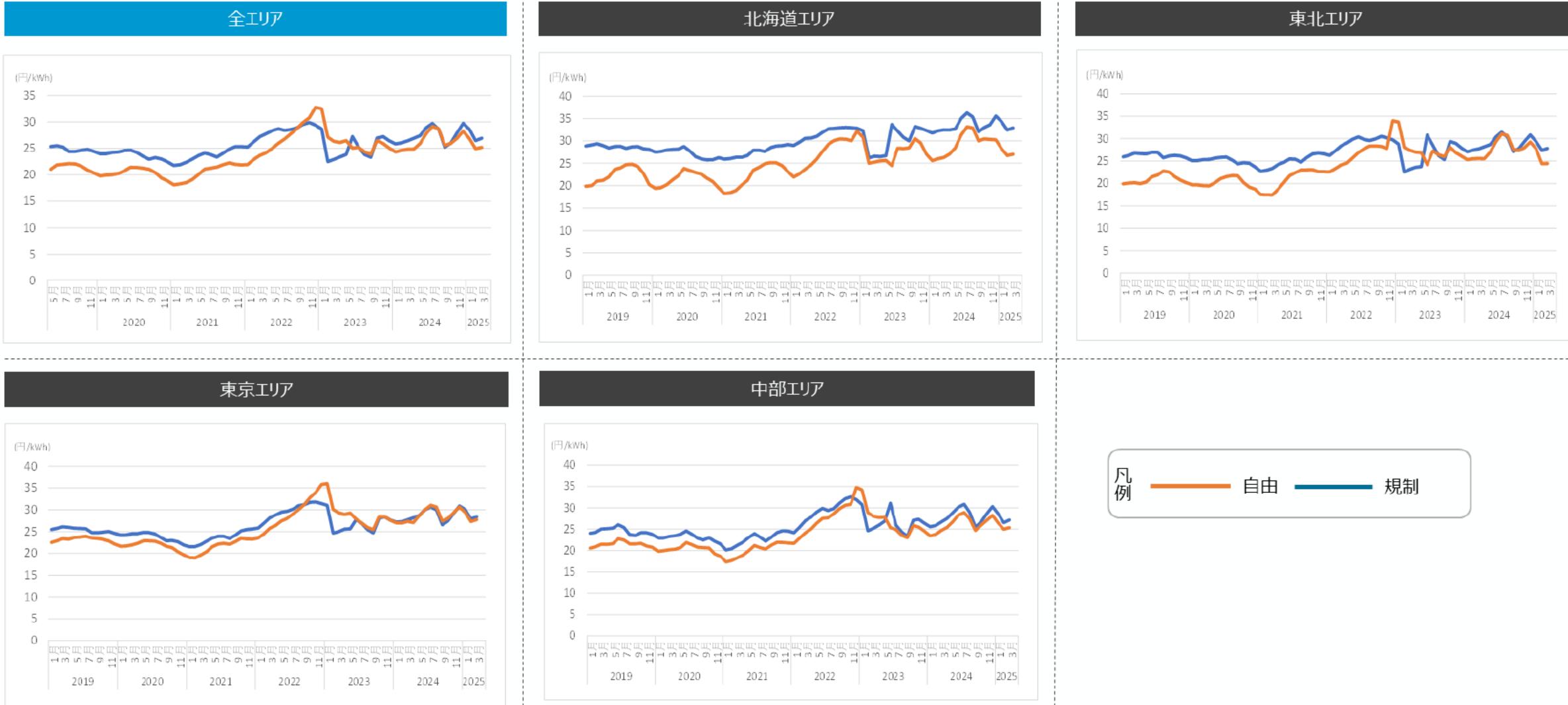
- 各エリアの旧一般電気事業者から新電力等（域外に供給している旧一般電気事業者を含む）へのスイッキング率は、継続して横ばい傾向がみられる。2025年3月時点で全国23.3%（2024年12月からは0.3Pの微増）となっている。



	2025年3月
北海道	20.9%
東北	13.9%
東京	32.4%
中部	20.6%
北陸	7.2%
関西	25.6%
中国	12.4%
四国	12.9%
九州	15.5%
沖縄	11.1%
全国	23.3%

# 参考) 低圧料金の平均単価の推移 (エリア別) ①

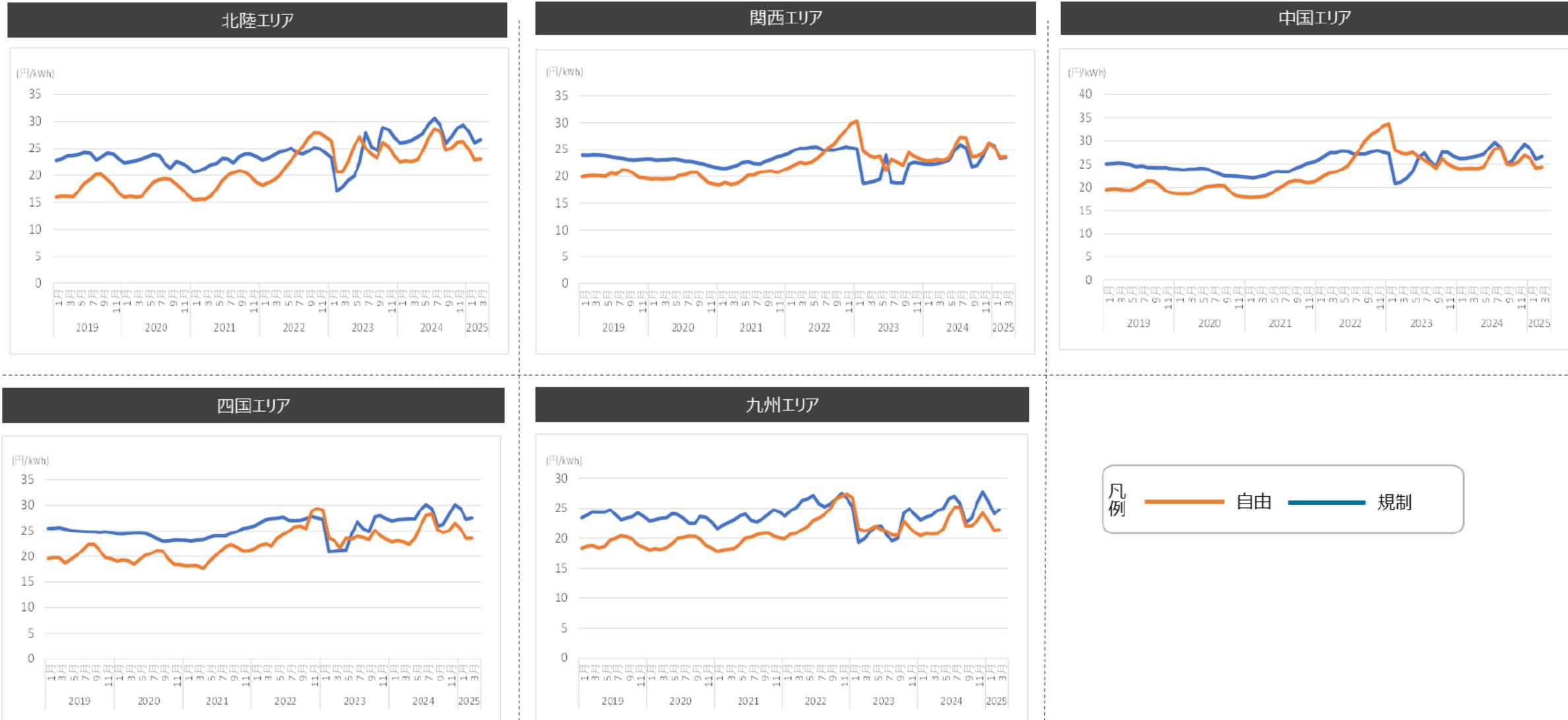
電力・ガス取引監視等委員会第  
10回制度設計・監視専門会合  
(2025年6月27日)  
資料10より抜粋



出所：電力取引報 期間：2019年1月～2025年3月 注：全エリアに、沖縄エリアは含まない。

# 参考) 低圧料金の平均単価の推移 (エリア別) ②

電力・ガス取引監視等委員会第  
10回制度設計・監視専門会合  
(2025年6月27日)  
資料10より抜粋



出所：電力取引報 期間：2019年1月～2025年3月 注：全エリアに、沖縄エリアは含まない。

# 参考) 電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ

電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ（2019年4月23日）抜粋

## 2. 指定等基準について

(略)

- 電気の経過措置料金規制に関しては、その料金水準が総括原価に基づく行政の認可等が必要とされているため、結果として、市場における事実上の上限価格として機能することとなっており、市場支配力の有無にかかわらず、自由料金において不当な値上げを行うことは抑制されている。このような機能を有する経過措置料金規制について、その存続地域の指定や当該指定の解除に関する判断基準（以下「指定等基準」という。）を検討するに当たっては、市場の規律が十分に機能し市場支配力等の不当な行使によって不当な値上げが行われるおそれが認められないか否かが重要な判断の観点となる。

(略)

- 競争圧力の検討の際には、シェアが有力な材料となるが、必ずしも、それのみで判断できるものではなく、具体的にどの程度のシェアで牽制力を有するといえるか否かについて一意に決定することは必ずしも容易ではない。この点、競争的な電力・ガス市場研究会の議論では、独禁法上の企業結合審査において、有力な競争事業者を論ずる際にはシェア10%程度が一応の目安となつており参考になるのではないかとの指摘もあった。
- 一方で、小売電気事業の場合、旧一般電気事業者による余剰電源の全量投入の自主的取組の継続を前提とすれば、顧客の拡大のために必要となる投資はかなり小さい（設備投資等を行わず顧客のスイッチングを短期的に受け入れる余力は大きい）と考えられることを踏まえる（脚注16参照）と、10%より小さいシェアであっても、エリアの全域で又は一部地域で牽制力を有する可能性はあることに留意する必要がある。
- 以上を踏まえて、「有力な競争者」については、低圧部門エリアシェアが5%程度以上<sup>19</sup>であることを一つの目安とし、必要に応じて、5%程度に満たないシェアの競争者の状況も勘案<sup>20</sup>しつつ、総合的に判断することが適切である。

19 多様な業種の競争者それぞれについて適切な分母を設定する作業を行うことには実務的に困難が伴うことも踏まえ、分母を供給区域とするシェアで判断することを原則とする。ただし、シェア5%程度未満の上位競争者については、その顧客基盤や営業範囲の広がり、保有する電源の量及び競争力、エリア内での事業拡大の方針によっては、前記の5%程度以上の競争者と同等に有力な競争力を持つことは必ずしも否定されず、特に妥当と認められる場合には、有力要件を満たすものと判断される場合もあり得る。なお、電源確保の状況を判断するに当たっては、BGとして電力の調達を行う可能性を考慮する必要がある。

20 一部の委員・オブザーバーから、同一資本系列の事業者であるなどの合理的な理由がある場合は、複数の事業者をグルーピングして競争者と見做すことも考えられるのではないか、との指摘があった。

(略)

- 電力は品質の差別が困難な、いわゆる「コモディティ」であることを踏まえると、一般論としては、事業者間で価格協調行動が生じるリスクが他の財と比べて、相対的に高い。このため、原則として、エリア内みなし小売電気事業者と有力競争者1者からなる市場構造では、競争の減殺が発生するおそれが否定されない。したがって、通常、有力競争者は2者以上存在することが必要である。また、エリアのみなし小売電気事業者と上位競争者との間での競争の状況において、協調行動が疑われる状況等においては、3者以上が必要となることもありうる。

# 参考) 過去の制度設計専門会合における御意見

第86回制度設計専門会合（2023年6月27日）

- 今回燃料調整費の上限にかかってしまったエリアなどでは、新電力が太刀打ちできないような価格水準の電力供給がされて、旧一電がかえって新規参入者の参入や事業拡大を妨げてしまったという面があったのではないかとも感じております。経過措置料金が自由料金を逆転してしまったことによる弊害であると思いますが、経過措置料金を当面据え置くということであれば、このような弊害は今後も生じることがないように何らか、例えば燃料調整費の上限を撤廃するとか、あるいはもう少し柔軟に考えるなど、競争の進展を妨げないような手立てが打てるのかと思いました。
- その経過措置料金の解除に関して、②、競争圧力の要件に関しては、5%の事業者が2者以上ということが例示として挙げられておりまして、今回10%以上のエリアも1者出てきているわけですけれども、一定の競争圧力を担保するという面でこのような指標は妥当と考えておりますが、ただ仮に新電力2番手がなかなか育たなくとも、1番手が例えばシェア15%以上で、2番手と合わせて20%以上あるような場合ですか、ある程度市場において有力な競争相手が存在するというふうに認められるケースであれば、例えば5%必ず及ばなくとも、場合によっては今後の競争状況や環境の推移を見ながら、必要であれば、その際にある程度の指標ですか基準みたいなものを見直してもよいのかなと思いました。
- 経過措置料金に関して2番目の条件についていろいろ意見が出てきましたが、私にはとても違和感があります。もともとわずか5%のシェアで2者。わずか5%のシェアで2者とのだと、本当に競争的になるのか。他のいろいろな市場でも、3者しかいないというところではカルテルが起きやすいということは相当懸念されていて、しかも、そのようなところでは5%ではなく通常10%という基準で整理されているのに対して、電力市場では相当に緩い基準を設定している。したがって、これは十分条件というよりは、これが満たされないようなところではさすがに相当恐ろしいですよねということで、普通の市場で考えれば物すごく低いハードルのある種必要条件として、それでも電力という特殊性を考えてこうなっているということだと思います。まるでこれが十分条件だ、これだと満たしにくいからもっと柔軟に対応するというのは、もともとの整理に著しく反すると思います。本当にそれでいいのかということは考える必要があると思います。

第98回制度設計専門会合（2024年6月25日）

- もちろん今回の議論ではないということは理解しているんですけど、今のルールでは経過措置料金は解除できる基準には全くならないというのも理解していますけれども、このままでは、恐らく今後これ以上競争が活性化するというのはなかなか難しいんではないかなと思います。ということは、結局この規制、経過措置料金というのは、今後このままのルールでは解除できないということになると思いますので、この経過措置料金自体が自由料金と逆転したりというような事象も起きて様々な弊害をもたらして、逆に競争を妨げているという話もございますので、ぜひそろそろこのルールの検討をしていただき、それをキックしていただきたいなと思いました。